**別表六（二）付表一**　記載要領

1　この表は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑸」から「㉔」までの各欄は、令第141条の２第１号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額又は令第155条の27の２第１号（連結国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額について記載すること。この場合において、「⑸」から「㉔」までの各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「①のうち非課税所得分　②」及び「③のうち非課税所得分　④」の各欄は、令第142条第３項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額又は令第155条の28第３項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載すること。

4　「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額　⑺」の欄は、別表六(二の二)の「７」の金額のうち、令第141条の２第１号又は第155条の27の２第１号に掲げる国外源泉所得に係る部分の金額を記載すること。